

なぎさづくり促進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、なぎさづくり促進協議会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 相模湾沿岸の変化に富んだ美しい自然海岸を将来へ引き継ぐため、海岸保全行政及びこれにかかわる関係機関の長が緊密に協議し、その適切な推進を図るため、なぎさづくり促進協議会（以下「促進協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 促進協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 相模湾沿岸（東京湾沿岸の一部を含む）の適正な海岸保全に関すること。
- (2) 海岸事業の実施及び海岸の維持管理に関すること。
- (3) 相模湾沿岸海岸保全連絡調整会議における調整事項に関すること。
- (4) その他海岸保全行政に関し調整を必要とする事項に関すること。

(構成)

第4条 促進協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 促進協議会に会長を置き、会長は、神奈川県知事をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総括する。
- 4 会長に不都合があるときは、会長があらかじめ指名したものがその職務を行う。
- 5 促進協議会に顧問を置き、顧問は神奈川県議会なぎさ議員連盟（なぎさ会）議員を充てる。

(会議の招集等)

第5条 促進協議会は、原則として年1回開催する。

- 2 会長は、前項に定めるもののほか、必要と認めた場合に、促進協議会を招集することができる。
- 3 促進協議会の議長は、会長がこれに当たる。

(庶務)

第6条 促進協議会の庶務は、神奈川県県土整備局河川下水道部河港課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、促進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が促進協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成18年3月27日から施行する。

この要綱は、平成20年5月28日から施行する。

この要綱は、平成22年5月31日から施行する。

この要綱は、平成28年7月 8日から施行する。

この要綱は、令和 4年7月15日から施行する。

なぎさづくり促進協議会構成員

会 長 神 奈 川 県 知 事

構成員 横 須 賀 市 長

〃 平 塚 市 長

〃 鎌 倉 市 長

〃 藤 沢 市 長

〃 小 田 原 市 長

〃 茅 ヶ 崎 市 長

〃 逗 子 市 長

〃 三 浦 市 長

〃 葉 山 町 長

〃 大 磯 町 長

〃 二 宮 町 長

〃 真 鶴 町 長

〃 湯 河 原 町 長

顧 問 神奈川県議会なぎさ議員連盟（なぎさ会）会長

顧 問 神奈川県議会なぎさ議員連盟（なぎさ会）副会長